

令和7年4月24日
山形県高島町

高島町長等の給料月額の減額及び本町職員の起訴休職処分について

1. 高島町長等の給料月額の減額について

令和7年2月16日に官製談合防止法違反等の容疑で本庁職員が逮捕されたこと、また昨年度、福祉課で「障がい支援区分認定の事務処理不履行」等の職員の不適切な事務処理が発生したことに対する監督責任として、高梨忠博町長及び深瀬吉弘副町長の給料を減額する議案を、第559回臨時会に提案し、本日可決されましたのでお知らせいたします。

○減額の詳細

〈減額の期間〉	令和7年5月から7月まで	3か月
〈減額率〉	町長	15%
	副町長	10%

※町長については、公約により既に50%を減額しているため、現在の支給されている金額（50%減額後の金額）の30%の減額となります。

2. 本庁職員の起訴休職処分について

令和7年2月16日に官製談合防止法違反等の容疑で逮捕された本町職員が、令和7年3月28日に山形地方検察庁から同容疑にて起訴されました。

現段階で非違行為については確定していませんが、今後、当該職員が自ら出勤し、職務に従事した場合、公務への信頼に著しく悪影響を与えると判断し、地方公務員法第28条第2項第2号の規定により、令和7年3月28日付で当該職員を起訴休職処分（分限処分）としましたのでお知らせいたします。

なお、当該職員の処分につきましては、今後の裁判の審理状況を踏まえ厳正に対処してまいります。